

地方分権改革・提案募集方式について

令和2年1月15日(水) 内閣府地方分権改革推進室 参事官須藤明裕

なぜ地方分権改革を行う必要があるか

戦後復興期

- 物資が不足し、貧しい国民生活の中、 国土・経済の立て直しが最優先課題
- 〇 国土・経済の基盤づくりを国が率先



高度成長期



経済成熟期 (現在)

- 人口増加、経済成長が進展
- 国がグランドデザインを描き、全国的な観点 から一定の基準・手続を定め、各地でインフラ・ 産業が均衡的に発展

- 〇 人口減少、少子高齢化による地域間格差
- 国が行う一律の行政が合わない地域も生じ、 個性ある地域づくり、地方創生が課題に

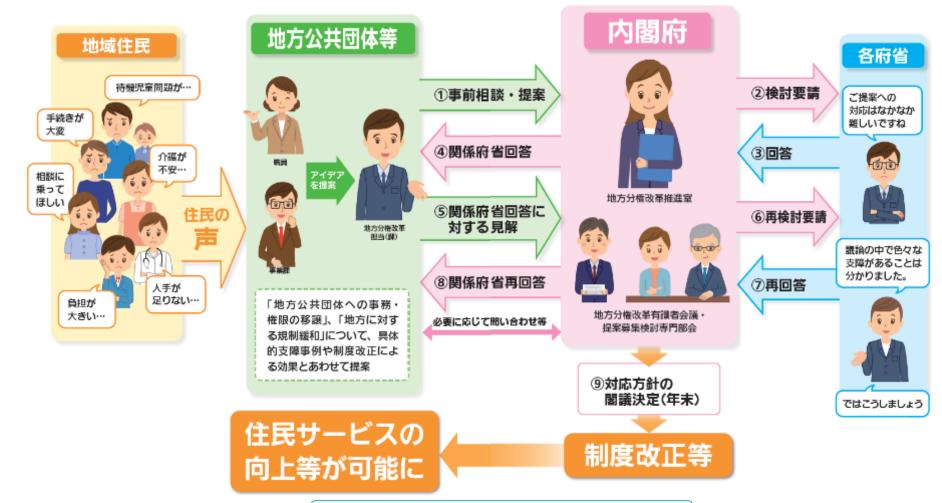
||度の整備が進んだ||会を構成する行政

- ・インフラ
- ・教育
- ・医療福祉
- 産業 など

当民ニーズが多様化 社会が成熟期を迎え

過去に作られた制度が今の時代環境に合っているか? 地方分権改革で調整をする必要

提案募集方式の概要



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ~提案内容補強の後押し
- →自治体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ~仲間づくりの後押し~
- →自分で思いつかなくても、他の自治体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ~提案実現の後押し~
- →重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

提案募集方式の対象範囲のイメージと判断ポイント

(1)対象範囲のイメージ

対象

対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲

※ 本府省の事務・権限も対象

対象

手挙げ方式(個々の地方公共団体の発意に応じた 選択的移譲)とする提案

②地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ※下記①~③も対象
 - ①法定受託事務に関するもの
 - ②政省令等によるもの
 - ③補助金等の要綱等によるもの (各種補助要件の見直しや手続き書類の簡素化を念頭)



①国・地方の税源配分や税制改正

- ②予算事業の新設提案
- ③国が直接執行する事業の運用改善

- ④個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ⑤現行制度でも対応可能であることが

明らかな事項

※補助金等の要綱等によるものの内、補助率の引き上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

※ 提案団体のみを対象とした提案は対象外

(2)提案の対象であるかの判断ポイント

①法律、要綱等によって、事務・事業の主体が地方公共団体となっている必要 Fx)地方公共団体は、〇〇しなければならない。

②法律、要綱等によって、地方公共団体に対し、一定の行為が求められる必要

※「~しなければならない」という規定の文言だけでなく、地方公共団体に裁量の余地なく 求めているものも該当(例:都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。)



<u>具体的な</u> 支障事例

※現場でのリアル な支障が実現す る上で重要

令和元年の提案募集のスケジュール

2月20日(水) 〇地方分権改革有識者会議·提案募集検討専門部会 合同会議 〇事前相談 · 提案受付開始 2月21日(木) 令和元年の提案・事前相談の受付は この期間ですが、今後の提案募集に 5月16日(木) 〇事前相談受付終了 なるかどうか等、各種相談は年中 〇提案受付終了 6月6日(木) 受け付けています! 〇共同提案の意向・支障事例等の補強照会(2週間程度) 6月11日(火) ~21日(金) 〇地方分権改革有識者会議 · 提案募集検討専門部会 合同会議 6月28日(金) ↓(重点事項の決定) 〇関係府省への検討要請 7月~10月 〇提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング 10月~ ○関係府省との調整 11月中旬 〇地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 (対応方針案の了承)

〇地方分権改革推進本部・閣議(対応方針の決定)

12月中下旬

提案募集方式の4つの特徴

★特徴1 地方の支障解決に向けて内閣府が調整

地方からの提案は内閣府が責任をもって各省庁と調整します!

★特徴2 提案実現率が高い

各府省との調整対象の提案のうち、約7割を実現・対応しました! (H26年~R1年平均)

★特徴3 提案内容のご相談は1年中受け付けています

担当者原案の段階から、提案内容を内閣府に簡易相談できます!

★特徴4「伴走型支援」で内閣府で手厚く支援

内閣府が全国どこでも伺い、自治体研修やワークショップを通じ、 制度から提案作成のノウハウまでお伝えします! 提案主体:福井市

現

在

○ 宿泊料を受けて、**不特定多数の者を <u>反復継続して</u>宿泊させる場合、旅館業法** による許可が必要

⇒ 空き家へのお試し移住の場合に 「不特定多数」「反復継続」に該当するか、 判断基準が不明確 旅館業に衛生確保

旅館業に該当すれば、 衛生確保のための改修が必要

移住希望者が空き家にお試し移住できない

見直し

提案実現後

- ① 対象物件を自治体が特定
- ② <u>お試し移住の希望者が実際に</u> 居住する意思を有することを 自治体が確認

⇒ これらを満たす場合、お試し移住が 旅館業法の適用を受けないことを明確化

効果

移住希望者の空き家への お試し移住が可能になる

空き家の有効活用



地方移住の促進

過疎地域等における救急業務の空白解消により、地域住民の救命率向上へ

~地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和~

平成27年

提案によって実現した制度改正等

西予市(愛媛県)

- 救急隊の編成については、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないこととされていた。
- 〇 平成27年に提案が行われ、<u>過疎地域及び離島における救急隊の編成においては、救急自動車1台並びに救</u> <u>急隊員2人以上及び一定以上の教育を受けた准救急隊員1人以上をもって編成することが可能</u>となった。

制度改正等を活かした自治体の取組と成果

- 愛媛県西予市では、「准救急隊員」の配置により、救急出張所の24時間運用を平成30年4月から開始。
- 〇 平日夜間や休日における<u>救急車の現場到着時間が短縮され、救命率の向上</u>とともに地域住民の安心感にも つながることが期待できる。
- 過疎化が進む中、<u>救急隊員の増員が厳しい自治体でも、救急業務に関心の高い一般行政職員の准救急隊員</u> への併任や消防OBの活用などにより、多様な人材の確保が可能となる。



病児保育施設の充実により、働きながら子育てができる安心感と利便性が向上

~病児保育における看護師等の常駐要件の明確化~

平成27年

提案によって実現した制度改正等

鳥取県、東近江市

- 〇 国の補助を受けて病児保育を行う場合、児童概ね10人につき、看護師等1名以上を配置する必要があるが、 常時配置すべきかが不明確であった。
- 平成27年に提案が行われ、「<u>看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないこと」が明確化</u>された。

制度改正等を活かした自治体の取組と成果

- 〇 平成27年12月、鳥取市に、医療機関併設型の「病児保育室とくよし」が開設。鳥取県東部地域3市町が病児の相互受入れなどの広域連携協定を締結し、「病児保育室とくよし」が地域の病児保育拠点の一つとして機能。
- 平成28年度に鳥取県東部地域で病児保育を利用した児童数は、前年から大きく増加し、3,818人(延べ人数。 以下同じ)となっている。そのうち、「病児保育室とくよし」の利用者は、1,185人と全体の3分の1を占めている。
- 利用者からは、共働きで急に仕事が休めない時に<u>「安心して子どもを預けられるので仕事に集中できる」</u>という 評価が寄せられている。

「病児保育室とくよし」の運営体制



鳥取県東部地域における病児保育施設の利用状況 ※病児保育室とくよしは平成27年12月開業 (延べ人数) 3.818人 (人) 4,000 ■病児保育室とくよしにおける利用児童数 3,500 1,185 3.000 2.196人 4 2,500 1.822人 1.857人 2,000 267 1,500 2.633 1,000 1.882 1.929 1.857 500 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

安心・安全 - 災害時の被災地支援の拡充-

通知

提案主体:由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、 国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

現

在

罹災証明書は被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用の判断材料と して幅広く活用

> (市区町村による<u>住家の</u> <u>被害認定調査</u>)

災害 発生 罹災証 明書の 交付 各種公 ・ 的支援 の申請

支障

罹災証明書の交付に必要な<u>住家の被害認定</u> 調査に多くの時間と人員が必要

【平成28年熊本地震における住家の被害認定調査の実績】 提案団体(由布市)では、調査の実施に約140日を要した。

見直

提案実

現

後

住家の被害認定調査の<u>効率化及び迅速化</u> に資するため、「災害に係る住家被害認定 業務実施体制の手引き」等を改定

≪改定の概要(抜粋)≫

☆現地調査が行えない場合、倒壊・流出等の住家の集中 が想定される場合等において、航空写真等を活用して 「全壊」の判定が可能であることを明確化

☆被災者が撮影した写真から「半壊に至らない」(損害割合 20%未満)と判定することを推奨

効果

住家の被害認定調査の効率化及び 迅速化に資する方策の実施

桶

罹災証明書の早期の交付を実現



迅速な被災者生活支援を加速

放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し

平成30年

法律改正

子育て・医療・福祉 一地域の実情に合わせたサービス提供一

提案主体:全国知事会、全国市長会、全国町村会、豊田市、うるま市、九州地方知事会、岐阜県、本巣市、中津川市、 長洲町、豊川市、半田市、出雲市、栃木県、松山市、広島市等(のべ145団体)

従

来

提

案

実

現

後

○ 放課後児童クラブの従業者(=<u>放課後児童支援員</u>)の<u>資格と員数</u>を「従うべき基準」として規定

大都市でも過疎地でも全国一律で、 必ず国の基準に合わせなければならない

資格	保育士、社会福祉士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位(おおむね40人以下)ごとに 2人以上

見直し

支<u>障</u> 地方では人材確保が難しい 放課後児童クラブの増設ができない

> 待機児童の増加、 放課後の子どもの居場所がない

待機児童数の推移 平成25年 平成29年 8,698人 17,170人

員数

○利用児童数が多い場合でも少ない場合で も、一律に支援員等を 2人以上配置する必要

資格

○子育て経験が豊富な方 も、省令基準に該当し、都 道府県知事の実施する研 修を受講しなければ支援 員になることができない

地方の創意工夫を活かすために 「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参照した上、 地域の実情に合った基準を定められる





効果 〇利月 場所

- 〇利用児童の数や開設 場所など、地域におけるクラブの運営状況に 応じて、必要な人員の 体制を市町村自らが定 めることができる
- ○省令基準には該当しないも のの、市町村長が適当と認 めた方が支援員になること ができる
- 〇必要な研修の内容や実施 主体について、都道府県と 市町村が連携して、柔軟に 定めることができる

市町村の責任において質を担保することを前提に 地域の実情に応じた運営の工夫ができる

公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し

平成30年

法律改正

地方創生・まちづくり 一機動的かつ柔軟な地域づくり一

提案主体:名張市、北海道、群馬県、九州地方知事会

現

在

教育委員会

公立社会教育施設※

※博物館、図書館、 公民館など

首長部局

観光振興 地域振興 まちづくり 福祉・防災

公立社会教育施設は教育委員会が所管。

見直し

提案実現後

公立社会教育施設について、地方 公共団体の判断で条例により、<u>首長</u> 部局で所管することを可能とする。

(その場合、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講ずることとする。)

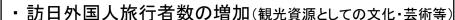
支障

公立社会教育施設を観光・地域 振興やまちづくり等の中で機動的・ 一体的に活用することが困難。



背景

- 文化経済戦略
 - (『文化芸術と観光、産業を一体で捉えた政策 を実現し、新たな価値の創出を目指す』)



社会教育施設の新たな役割

(まちづくりの核、地域福祉・防災などの地域課題の解決の場)

効果

- 観光・地域振興を通じた地方創生
- ・地域福祉や防災など地域課題の解決
- ・首長部局のノウハウ等活用による社会教育の振興



提案をした市区町村は地域的に温度差がみられる

合計

都道府県名	市区町村数			提案がない 市町村数 ①-②
北海道	179	12	6.7%	167
青森県	40	34	85.0%	6
岩手県	33	25	75.8%	8
宮城県	35	3	8.6%	32
秋田県	25	15	60.0%	10
山形県	35	15	42.9%	20
福島県	59	22	37.3%	37
茨城県	44	24	54.5%	20
栃木県	25	2	8.0%	23
群馬県	35	1	2.9%	34
埼玉県	63	39	61.9%	24
千葉県	54	12	22.2%	42
東京都	62	27	43.5%	35
神奈川県	33	24	72.7%	9
新潟県	30	11	36.7%	19
富山県	15	4	26.7%	11
石川県	19	1	5.3%	18
福井県	17	2	11.8%	15
山梨県	27	14	51.9%	13
長野県	77	4	5.2%	73
岐阜県	42	8	19.0%	34
静岡県	35	30	85.7%	5
愛知県	54	8	14.8%	46
三重県	29	2	6.9%	27

都道府県名	市区町村数	過去に提案を行った 市区町村数 ②	提案割合 2/①	提案がない 市町村数 ①-②
滋賀県	19	4	21.1%	15
京都府	26	23	88.5%	3
大阪府	43	12	27.9%	31
兵庫県	41	19	46.3%	22
奈良県	39	2	5.1%	37
和歌山県	30	10	33.3%	20
鳥取県	19	4	21.1%	15
島根県	19	3	15.8%	16
岡山県	27	4	14.8%	23
広島県	23	5	21.7%	18
山口県	19	4	21.1%	15
徳島県	24	2	8.3%	22
香川県	17	2	11.8%	15
愛媛県	20	20	100.0%	0
高知県	34	7	20.6%	27
福岡県	60	4	6.7%	56
佐賀県	20	1	5.0%	19
長崎県	21	2	9.5%	19
熊本県	45	5	11.1%	40
大分県	18	18	100.0%	0
宮崎県	26	1	3.8%	25
鹿児島県	43	3	7.0%	40
沖縄県	41	4	9.8%	37

498

28.6%

※特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

1,741

1,243

自治体・住民・大学等向けの研修等を更に展開

○ 内閣府では、自治体職員をはじめ、地域づくり等に関わり、提案募集方式の活用可能性のある大学、 住民、事業者等の様々な団体との協働し、研修やワークショップを実施している。(年間のべ約100回)

①研修(座学)

- ○地方分権改革の必要性や提案募集 方式の活用方法等について、座学 学習を行います。
- ○時間や内容は オーダーメイドで 対応できます。 (30分~1.5時間が目安)



②研修(座学+グループワーク)

- ○座学後、専門分野が近い受講者に 分かれ、グループワークを行います。
- ○普段の業務から支障事例を発見し、

提案化する体験 ができます。



③大学講師派遣(ワークショップ)

○地域の課題解決の手法の一つとし て、提案募集方式の活用を考える ワークショップや、提案募集方式を学

べる講義を受講できます。

<開催実績>(※印は開催予定のもの) 平成30年:大正大学、愛媛大学、宇都宮大学 令和元年: 宇都宮大学、奈良女子大学、愛媛大学、

○法律や地方創生を

学ぶ学生におススメ!



4住民参加ワークショップ

○自治体職員と地域住民が一体となり、 地域の課題の解決を考えるワーク ショップを行います。

(平成30年は郡山市で2回開催)

○住民の意見を国の ★ 助的機能 脚がくり7-クショッフ 制度改正に反映 することができます。



(5)イベントでの講演等

○行政機関等が開催する各種イベント に参加し、提案募集方式の紹介や 個別相談等を行うことができます。 (平成30年は廃校サミット2018、

地方創生・小さな拠点学校文化祭に参加)

○様々な分野との コラボレーションにより すそ野を拡大します。

⑥政策勉強会等とのコラボ

○自治体有志職員による勉強会等にお いて、提案募集方式を活用した政策 提案等に向けたワークショップ等を行 います。(平成30年は最上夜得勉強会、

最上地域政策研究所に参加)



地方分改革に関する情報を知りたい方は

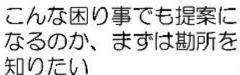
提案募集方式の内容や、 他自治体の取組を知りたい

Twitter

研修の講師やアドバイスを お願いしたい



ハンドブックや事例集を 追加でほしい





お気軽に内閣府地方分権改革推進室まで
ご連絡ください

分権提案支援ダイヤル 03-3581-2484

ホームページ https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/

Facebook https://www.facebook.com/cao.bunken

https://twitter.com/cao_bunken

【参考資料】

地方分権改革のこれまでの歩み

	がたける CVプラグア	
内閣	主な経緯	
宮澤内閣(H3.11~H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第
細川内閣 (H5.8~H6.4)		
羽田内閣(H6.4~H6.6)	H7.5 地方分権推進法成立	X
村山内閣(H6.6~H8.1)	7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	1次分格改革
橋本内閣(H8.1∼H10.7)	H11.7 地方分権一括法成立	귏
小渕内閣(H10.7~H12.4)		ĮĔ
森内閣 (H12.4~H13.4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	
小泉内閣(H13.4~H18.9)	│ H14.6~17.6 骨太の方針 (閣議決定) (毎年) ♀ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革	革)
安倍内閣(H18.9~H19.9)(第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3)	
福田内閣(H19.9~H20.9)	────────────────────────────────────	
麻生内閣(H20.9~H21.9)	1	
鳩山内閣(H21.9~H22.6)	1	第つ
菅内閣 (H22.6~H23.9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	第 2 次 分 権 改 革
野田内閣(H23.9~H24.12) 安倍内閣(H24.12~)	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	岩石草
(第2次、第3次、第4次)	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 提案募集方式 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ の開始	
	H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲) H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲) R1.5 第9次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への事務・権限の移譲)	

地方分権改革のこれまでの成果

第 1 次 地 方 分 権 改 革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- ○機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- ○国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- ○権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し) (第1次·第2次·第3次一括法等)

例:施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準 協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次·第3次·第4次一括法等)

(1)国から地方

例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

(2) 都道府県から市町村

例:①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、

- ②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、
- ④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)
- 3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)

提案募集方式による取組(H26~、第5次·第6次·第7次·第8次·第9次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

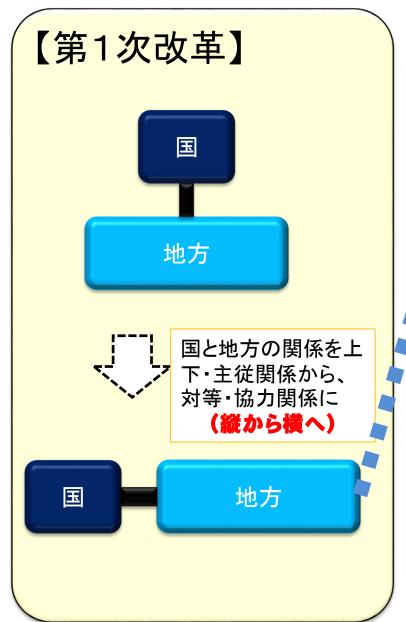
例:【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4 ha超:国→都道府県)、新たな雇用 対策の仕組み(地方版ハローワーク等)等

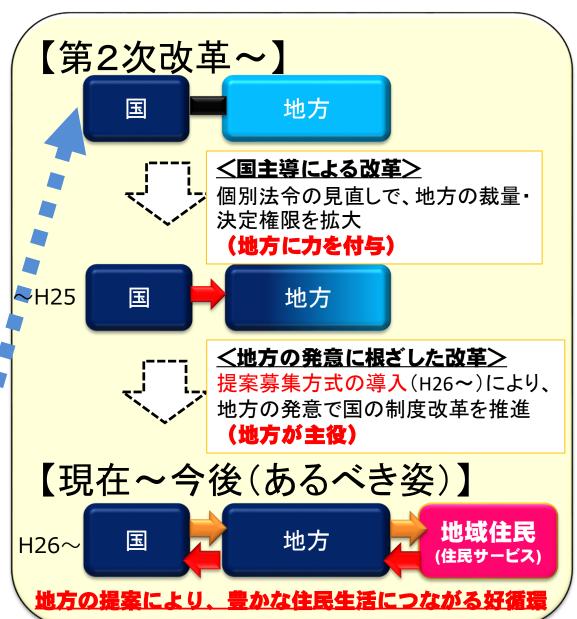
【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

17

地方分権改革のイメージ





過去6年間の提案件数・提案団体数の推移

- 1. 提案件数は、初回の平成26年を除けば、概ね300件台で推移。 311件(H29)→319件(H30)→301件(R1)
- 2. 提案を行った市区町村数は増加傾向:129団体(H29)→256団体(H30)→282団体(R1) また、これまでの6年間で提案を行った市区町村数の累計は498となり、全市区町村の3割近くとなった。

提案件数(提案主体別)

計303件 計953件 計334件 計311件 計319件 計301件 100% 106 90% 96 92 94 98 112 80% 70% 133 160 60% 186 180 657 224 50% 40% 168 30% 157 177 20% 138 95 185 10% 54 44 16 21 0% H26 H27 H28 H29 H30 R1 ■市区 ■都道府県 ■その他 ☑町村

提案団体数(提案主体別)



※ 共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない

※平成27年から、九州地方知事会の構成団体を都道府県にもそれぞれ計上 ※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区にもそれぞれ計上

地方からの提案に関する対応状況

年	提案件数		
H26	953		
H27	334		
H28	303		
H29	311		
H30	319		
R1	301		
計	2, 521		

	関係省庁と調整を行ったもの					
提案の趣旨 踏まえ対 a		現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できな かったもの d	合計 e=c+d	実現・対応の 割合 c/e
263		78	341	194	535	63. 7%
124		42	166	62	228	72. 8%
116		34	150	46	196	76. 5%
157		29	186	21	207	89. 9%
145		23	168	20	188	89. 4%
140		20	160	18	178	89. 9%
945		226	1, 171	361	1, 532	76. 4%

(注) 合計は、提案があったもののうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で 既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除いた提案に係る件数

地方からの提案は、高い割合で実現・対応に結び付いている!

新たな提案検討の支援ツールの開発

- 内閣府では、自治体の提案検討の後押しと住民への広い情報発信を行うため、新たに提案募集方式の入門 ガイドと住民サービス向上の事例を普及するための政府インターネット番組を作成。
- 自治体職員向け研修や大学連携において積極的に活用。
- ① 地方分権改革・提案募集方式 入門ガイド

提案募集方式を 知らない方向けに、 同方式の概要を誰でも 分かりやすく説明した リーフレット。

80,000部を作成 全自治体に配布



② 地方分権改革・提案募集方式 ハンドブック

提案の検討方法や支障事例の考え方等、 地方が求める実践的な ノウハウを幅広く掲載。

H31年版15,000部を作成 全自治体に配布



③ 地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集

提案募集方式を活用し、 国の制度改正等が実現 した各自治体の取組と 住民サービス向上等の 成果を多数取りまとめ。

36,000部を作成

全自治体に配布



4 政府インターネットテレビ・ 「徳光・木佐の知りたいニッポン!」

提案募集方式による住民サービス向上 の事例の取材映像を交えながら、有識 者が分かりやすく同方式を解説。



⑤ 地方分権改革e-ラーニング 講座

地方分権改革の歴史や提案募集方式 を、<u>いつでも、誰でも学ぶ</u>ことができる。 有識者が分かりやすく解説。

約1.400人が受講(12月11日現在)





⑥ 提案募集方式データベース

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理し、提案検討時等に過去の提案状況を 簡易検索できる。

平成30年提案に更新